

同じ仕事のアサインは違法

シニア契約社員制度

シニア契約社員制度について、制度の趣旨や問題点、対応方法などを以下にまとめました。現場ラインによる運用の問題点や、社員として身を守るにはどうしたらいいかを提言していますので、今後考えている皆さんは是非参考にしてください。

希望者全員を雇用

き上げられるため、生活困窮者が出ないよう改正高年齢者雇用安定法が2013年4月から施行されました。

これを受けた制度がシニア契約社員制度です。希望により週3日〜5日の勤務形態がとれます。会社は希望者全員を雇用しなければ改正高年齢者雇用安定法違反となります。

問題は安すぎる賃金

シニア契約社員制度の問題点はなんといってもその賃金の安さです。週5日間フルに働いても月給17万円という安さです。法令対応とはいえ、会社のやり方はあまりにも露骨です。しかも、週5日の勤務を希望しても、会社都合で5日より少ない勤務形態を押し付けられる例もあり、この場合



はさらに賃金下がります。一般に定年退職後の夫婦2人の家庭で健康で文化的な生活をするには少なくとも月収31万円程度が必要だとされています。会社はイヤなら他で働けという態度ですが、このような態度はそもそも改正高年齢者雇用安定法の趣旨にも反しており、大企業としての社会的責任が問われます。

同じ仕事のアサインは労働契約法違反

賃金が安いこともあり、シニア契約社員の業務は現役時代とは違う内容が想定されています。制度



規定には想定される業務として「これまで社外に委託していた仕事や部門で発生するサポート業務など」となっています。団体交渉の中でも、会社は「シニア契約社員に同じ仕事をアサインすることはありません」と言っています。

ところが、シニア契約社員になる希望を伝えた社員に対して、所属長が「仕事が無い」などの理由を持ち出して退職勧奨したり、あるいは「同じ仕事しか無い」などと伝える例が後を絶ちません。これらは明らかに法律違反です。実際、2016年5月13日に東京地裁で再雇用後も同じ仕事をさせて賃金ダウンするのは労働契約法違反だとする判決が出されています。

団体交渉で交渉を

そもそも所属長が「仕事が無い」などという理由を持ち出すこと自体が法令違反ですが、個人ではなかなかラインと交渉

組合なんでも相談窓口

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本 社	SW事業部・ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕 張	価格計画・S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS・インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大 阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL:03-3583-9037(月~金 13時~16時) FAX:03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@i.bekkoame.ne.jp ウェブ: http://www.jmiu-ibm.org/		

注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)	
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611代 Web: http://tokyolaw.gr.jp/	
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577	

参院選で平和くらし雇用を守ろう

労働組合と政治と選挙

戦争する国が平和か。くらしと雇用の破壊か、くらしと雇用をまもる政治か。私たち労働者・国民と日本の将来を大きく左右する政治戦がこの夏たたかわれます。

この機会に、政治と選挙についてのJMIUTUの考え方をみてみます。

くらしや雇用をまもるために、政治を変える

労働組合がなぜ政治にとりくむのでしょうか。JMIUTUはくらしや雇用をまもるために「二方面のたたかい」を重視しています。「二方面」とは、賃金引き上げなど

経営者にたいする要求実現のとりにくみと合わせて政治や社会の問題にとりくむことです。私たちががんばって春闘で賃上げを実現しても、消費税が引き上げられたら賃上げ分が吹っ飛んでしまうよ

うに、経営者にたいする要求だけでは、組合員の要求は実現できません。もし解雇を自由化する法律ができてしまえば、日本IBMで行われている乱暴な解雇が横行することになります。戦争という事態ともなれば、家族の安全そのものが脅かされ、労働組合の活動も制限されていきます。

野党が前進すれば政治が変わる

なぜ選挙にもとりくむのでしょうか。政治は、選挙の結果で大きく変わり、組合員のくらしや雇用、労働組合の将来が左右されます。だからこそ、労働組合も労働組合として選挙にとりくむのです。

選挙の結果は、国民の生活や将来に直結します。沖縄県では、辺野古新基地建设反対の知事が誕生し、県民とスクラムを組むことで、安倍政権がゴリ押しした基地建設を中断に追い込んでいます。一方政府・与党は、選挙で得た多数議席で、正社員への道をふさぐ派遣法改悪や安保法制(戦争法)を強行するなど、雇用と平和の破壊をすすめています。

もしも夏の参院選で自民党や公明党とその補完勢力が3分の2の議席を占めることになれば、憲法9条の改悪が具体的な日程にのぼってきます。

逆に、「戦争法廃止」「立憲主義回復」「個人の尊重」をかけた共闘がすすむ野党の議席が前進するなら、戦争法廃止にとどまらず、解雇の規制強化や正社員化、消費税増税の中止など、国民の願いが大きく前進することはまちがいありません。選挙の結果が、平和とくらし、雇用に直結していきます。

組合員の政党支持の自由との関係はどうでしょうか。JMIUTUは、思想・信条のちがいをこえて団結している労働組合として、組合員の政党支持の自由、政治活動の自由をまもる原則を堅持します。国政選挙など政党(政党候補者)を選ぶ議員選挙

政党支持の自由を原則に

団体が、一致する要求で統一候補を立てる知事など首長選挙では、労働組合として支援を決定し、当選をめざす活動をすすめる場合もあります。しかしその場合でも、組合員の意に反して支持を強制するようなことはありません。

要求で一致する勢力の前進めざす

各地で野党が統一候補を立てますがJMIUTUの対応はどうでしょうか。参議院選挙は、基本としては比例代表選挙(改選数48)と選挙区選挙(改選数73)がおこなわれる政党選択の選挙です。選挙では、戦争法廃止、労働法制改悪・消費税増税阻止などの要求の実現をめざして、組合員の政党支持・政治活動の自由を堅持して、要求で一致する政党・政治勢力の前進をめざして、労働組合としてのとりくみをすすめます。

今回は、戦争法廃止・立憲主義の回復などで一致する民進党、共産党、社民党、生活の党が32ある1人区のすべてで共闘し、市民団体とともに統一候補を擁立します。JMIUTUは、ともに要求を実現する立場から「野党と市民の共闘」を後押ししています。

野党統一候補への支持決定など、具体的な対応については各地方の自主性を尊重しています。